

川崎市立学校長 様
各学校施設開放運営委員会委員長 様

教育委員会事務局生涯学習部
地域教育推進課長

令和5年度学校施設開放における使用料減免申請の受付について（依頼）

日頃から、学校施設開放事業に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和5年度の学校施設開放における使用料の減免申請について、次のとおり受付を開始いたしますので、お知らせいたします。各利用団体への周知、減免申請書類の教育委員会への送付等につきまして、御協力賜りますようお願い申し上げます。なお、申請書のデータ等につきましては、市教育委員会ホームページに掲載しています。必ず最新の様式を御使用いただくようお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 減免申請書（様式7）
 - (2) 構成員名簿（様式8-1又は様式8-2）
 - (3) 規約、入会案内などの活動目的及び活動内容が分かる資料 ※様式自由
 - (4) 減免を希望する年度の予算書（案可）及び前年度決算書（見込み可） ※様式自由
- ※ 会費を徴収していない場合は(4)予算書・決算書の提出は必要ありません。

2 提出期限

令和4年度減免申請書の申請受付スケジュール

減免適用時期	書類の提出期限
令和5年4月1日から	令和5年2月24日(金) 教育委員会 必着
令和5年5月以降	前月の15日 教育委員会 必着 (例 6月1日からの減免の適用 → 5月15日締め切り)

3 提出先

教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課

- ※ 減免となる期間は承認された日から当該年度の3月31日までとなり、毎年度更新が必要になります。
- ※ 複数校へ団体登録している団体については、減免登録利用を希望する全ての学校に提出する必要があります。
- ※ 審査の結果、減免が認められない場合もございますので御了承ください。
- ※ 「学校施設有効活用事業実施の手引き」にも記述されているとおり、利用団体登録を済ませないと減免の手続きができませんので、団体から減免申請があった場合には利用団体登録が済んでいるか確認をお願いいたします。

4 電子申請

今年度から電子申請システムを用いた減免申請を受け付けます。減免申請を希望する団体に対して積極的に活用いただくよう、周知方よろしく願いいたします。

■ 電子文書のみ送付

□ 紙と電子文書施行にて送付

□ 紙のみ送付

5 参考

減免申請に当たり必要となる各種様式及び電子申請フォームは、次の二次元コード又はURLからアクセスすることができます。



(二次元コード)

学校施設開放 様式類

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000110851.html>



(二次元コード)

減免申請電子フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/96541>

教育委員会事務局 地域教育推進課
電話 044-200-3309
FAX 044-200-3950
E-mail 88chiiki@city.kawasaki.jp

電子文書のみ送付

紙と電子文書施行にて送付

紙のみ送付